

被扶養者認定申告書添付書類

[別表1]

届出事由	添付書類		参 考		
	普通認定者（扶養手当を受給する者）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	事由発生年月日	認定日	
				事由発生日から 30日以内の届出	事由発生日から 31日以上の届出
出生	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため） 2 個人番号報告書（番号1号）		出生日	出生日	
結婚	1 戸籍謄本の写（事実婚の場合は住民票の写）（注1） 2 退職日を証明する書類 3 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの写で可） （証明内容が「手続きをしていない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合には、加えて申立書） 4 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 5 個人番号報告書（番号1号）	20歳から59歳の 配偶者の認定	婚姻日	婚姻日	
退職	1 退職日を証明する書類 2 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの写で可） （証明内容が「手続きをしていない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合には、加えて申立書） 3 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 4 個人番号報告書（番号1号）		退職日の翌日	退職日の翌日	
雇用保険受給終了	1 雇用保険受給資格者証の写（受給終了日が印字されたもの） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	左記の書類 +	雇用保険受給期間の最終日の翌日	雇用保険受給期間の最終日の翌日	
雇用条件変更による 給与収入の減少	1 雇用条件変更を通知された日を証明する書類 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	国民年金第3号 被保険者関係届	雇用条件変更を通知された日	雇用条件変更を通知された日	
給与収入の減少 （不安定収入）	1 給与明細の写又は事業主の月別支払証明（3か月分） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	+	3か月平均で月額限度額を 超えなくなった月の給料日の翌日	3か月平均で月額限度額を 超えなくなった月の給料日の翌日	申告書受理日
扶養替え	1 健康保険被扶養者資格喪失証明書 （組合員同士の場合は取消申告書の写で可） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	年金手帳等の基礎 年金番号記載部分 の写	被扶養者資格喪失日	被扶養者資格喪失日	
同居による 生計維持関係発生	1 世帯全員の住民票の写（注） 2 個人番号報告書（番号1号）		同居した日	同居した日	
新規採用 （共済組合加入歴無者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）		採用日	採用日	
転入 （共済組合加入歴有者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）		採用日	採用日	
転入 （共済組合から引継者）	1 他共済、他支部での被扶養者資格が確認できる書類の写（注2） 2 個人番号報告書（番号1号）		採用日	採用日	

左記の書類  
+  
別表2で定める添付書類

※生計維持関係発生による特別  
認定については、扶養理由申立  
書に生計維持関係発生日を明記  
すること。

（注1）発行後6か月以内のものを提出してください。なお、児童手当の申請等で原本を使用する場合は、コピーでも差し支えありません。（原本証明不要）

同一世帯に属することを要する者が普通認定の手続きを取る場合には、上記の住民票の写しの代わりに住民票の謄本（コピーでも可）を添付してください。

（注2）被扶養者資格が確認できる書類の写とは、被扶養者証の写（有効期限を経過していないものに限る）、資格確認書の写、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1カ月以内であるものに限る。）

◆上記の届出事由以外で扶養認定を希望する場合は、公立学校共済組合長野支部共済係（TEL:026-235-7445）に相談してください。